岩手県

許可番号　００３５１０１２９７３

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　岩手県盛岡市羽場１３地割３０番地１１

氏　名　　株式会社東北ターボ工業　代表取締役　生内　一晶
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長　　小野寺　宏和

盛岡広域振興局長 保健福祉環境専用

許可の年月日　　令和　６年　８月　９日

許可の有効年月日　　令和１０年１２月１９日

１．事業の範囲
（１）産業廃棄物の種類
取扱う特別管理産業廃棄物
・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
・廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のものに限る。）
・廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のものに限る。）
・感染性産業廃棄物
・廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度ＰＣＢ廃棄物を除く。）
・ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度ＰＣＢ廃棄物を除く。）
・廃石綿等
・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はそ

（以下、裏面記載）

の化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以下余白
（２）積替え・保管を含むもの
無
以下余白

２．許可の条件
以下余白

３．許可の更新又は変更の状況
平成　５年１２月２０日　当初許可
平成１０年　６月　８日　変更届出書受理（本店所在地を岩手県盛岡市中太田泉田２０番地から変更したこと。）
平成１０年１２月２０日　更新許可
平成１５年１２月２０日　更新許可
平成２０年１２月２０日　更新許可
平成２２年　７月２８日　事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）を追加したこと。）
平成２５年１２月２０日　更新許可
平成２９年１０月３１日　変更届出書受理（代表者を生内邦雄から変更したこと。）
平成３０年１１月２１日　変更届出書受理（特別管理産業廃棄物の種類から感染性産業廃棄物を削除したこと。）
平成３０年１２月２０日　更新許可
令和　４年１２月２０日　事業範囲の変更許可
（１）特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物を追加したこと。
（２）特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
（３）特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
（４）特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより

（以下、2枚目記載）

有害なものに限る。）を追加したこと。
令和　５年１２月２０日　更新許可
令和　５年１２月２７日　変更届出書受理（本店所在地を岩手県盛岡市下太田田中１番地２から変更したこと。）
令和　６年　８月　９日　事業範囲の変更許可
（１）特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度ＰＣＢ廃棄物を除く。）を追加したこと。
（２）特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度ＰＣＢ廃棄物を除く。）を追加したこと。
以下余白

４．積替え許可（盛岡市の許可）の有無　無
以下余白

５．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　無
以下余白

広域局長 環境専用